



職場のトラブルで悩んでいるみなさん



青森県
労働委員会
委員による

労働相談会

を
利用しませんか？

毎月、労働相談会を開催していますので、お気軽にご相談ください。

◆労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、青森県労働委員会の委員(※)が相談に応じます。

※公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）

◆県内の労働者、事業主の方が対象です。

◆費用は**無料**、秘密は**厳守**！

◆労働相談会を利用したい方は、下記の会場へお越しください。※予約優先のため、事前の電話予約をオススメします。

◆青森県労働委員会では、労働者・事業主の紛争解決を図るための「あっせん」も行っています。



労働相談会 開催日程

日	時	会 場
10月 3日 (火)	13:30~15:30	青森県 労働委員会
10月29日 (日)	10:00~12:00	
11月 7日 (火)	13:30~15:30	アクセス 青森市新町2丁目 2-11 東奥日報新町ビル 4階
11月19日 (日)	10:00~12:00	

※開催日等については、変更することがありますので、
あらかじめホームページ等によりお確かめください。
HPへのアクセスはコチラから！ →



～お問い合わせ先～

青森県労働委員会事務局

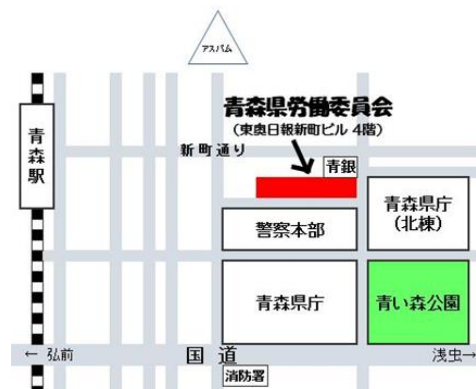
青森市新町2丁目2-11

東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832

電話予約もこちらからどうぞ！

※お車でお越しの際は事前にご連絡ください。



10月は、弘前市・八戸市でも労働相談会を開催します！

弘 前 市	10月15日(日)	弘前市総合学習センター
八 戸 市	10月22日(日)	ユートリー
時間：10:00~12:00		

青森県労働委員会事務局では、上記の労働相談会以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています！

労働相談ダイヤル（事務局職員対応） 0120-610-782

職場のトラブルで 悩んでいませんか？

突然会社から
解雇すると
言われた

残業代が
支払われない

会社が
団体交渉に
応じてくれない

契約の更新が
拒否された

これって
パワハラ…？

労使関係を
改善したい



そんなときは

労働相談会

をご利用
ください！

— 10月は県内3市で開催！ —

青森市

令和5年10月3日(火)

午後1時30分～3時30分

令和5年10月29日(日)

午前10時00分～12時00分

場所：青森県労働委員会
東奥日報新町ビル4階



弘前市

令和5年10月15日(日)

午前10時00分～12時00分

場所：総合学習センター2階
(視聴覚室・セミナー室)

弘前市末広四丁目10-1



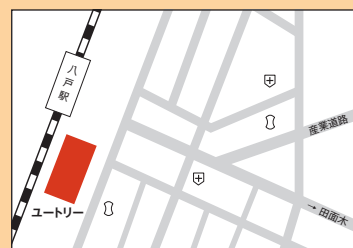
八戸市

令和5年10月22日(日)

午前10時00分～12時00分

場所：ユートリー4階
(情報室・研修室)

八戸市一番町一丁目9-22



労働相談会は、**働いている労働者の皆さんも、人を雇っている事業主の皆さんも**、どちらもご利用いただけます。

- ◆対象者 県内の労働者、事業主
- ◆対応者 青森県労働委員会の委員
公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)
- ◆費用 無料(お車でお越しの際は、別途駐車場料金が発生する場合があります。)
- ◆秘密厳守 相談内容は、一切外部に漏らしませんので、ご安心ください。
- ◆利用方法 直接会場にお越しください。
※予約者優先につき、事前の電話予約がオススメです。
- ◆問合せ先 青森県労働委員会事務局
青森市新町二丁目2-11 東奥日報新町ビル4階
電話番号 017-734-9832
労働相談ダイヤル 0120-610-782
受付時間 平日 8:30~12:00、13:00~17:15



青森県労働委員会

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働委員会の「あっせん制度」を利用できます。

配置転換

解雇

賃金カット

懲戒処分

等々...

労働委員会とは？ あっせん制度って？

労働委員会は、中立・公正な立場から、「労働者個人や労働組合」と「会社や事業主（使用者）」との間の**トラブルを迅速・円満に解決するためのお手伝いをする県の機関**であり、公益・労働者・使用者を代表する委員で構成されています。

解雇や賃金など職場のトラブルでお悩みの方は、労働委員会の委員が労使双方の主張を聴いて調整し、**解決案の提示等を行って解決する「あっせん制度」**をご利用ください。



公益委員

(弁護士、大学教授等)



労働者委員

(労働組合役員等)



使用者委員

(会社経営者等)

中立・公正

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成で、**中立・公正**かつ丁寧に双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行います。

簡単

労働委員会への労働相談後、**申請書を提出するだけです**。
押印不要ですので、**申請書はメールでも提出可能**です。

無料・秘密厳守

労働相談やあっせん制度を利用する際の**費用は無料**です。
また、相談内容などの**秘密は厳守**します。

【解決例】 解雇撤回と解決金の支払

会社から解雇された労働者が
解雇の撤回を求めて労働委員会に**あっせん**を申請。



あっせんで、会社が解雇の撤回に応じ、
解決金(会社復帰までの賃金相当額の6割)を支払う意向を示したため、労働者が合意して解決した。

お問合せ先

青森県労働委員会事務局

〒030-0801

青森市新町二丁目2番11号

(東奥日報新町ビル4階)

TEL 017-734-9832

FAX 017-734-8311

労働相談ダイヤル

☎ 0120-610-782



青森県労働委員会